

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	所有者からの犬猫の引取り	
根拠法令・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項、第2項	
所 管 課	健康福祉局	保健所 動物指導センター
審 査 基 準	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項ただし書</p> <p>都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。（動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項）</p> <p>前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。（動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	